



知りたい!

にち じょう せい かつ じ いてい し えん じ ぎょう
日常生活自立支援事業

つうちょう
また通帳を
なくしてまった…



どうやって
ヘルパーさんを
頼めばいいのか
わからへん…



けいかくてき かね
計画的にお金を
つかえーへんわ…

なん
これは何の
せいぎゅうしょ
請求書やったかなあ…



こま そうだん
お困りのときは、ぜひご相談ください。



は し ま し し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い
羽島市社会福祉協議会

☎ 058-391-0631 📠 058-391-0632

✉ chiiki@hashima-shakyo.or.jp

げつようび きんようび ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

そうだん むりよう ひみつ まも
相談は無料です。秘密は守ります。



このパンフレットは、あか は ね きょうどうぼきん はいぶんきん さくせい
赤い羽根共同募金の配分金により作成しました

にちじょうせいかつ　じ　いつ　し　えん　じ　ぎょう　なに 日常生活自立支援事業って何？

にちじょうせいかつ　ふあん　こうれい　かた　しょう
日常生活に不安のある高齢の方や障がいのある
かた　たい　ふくし　りょう　てつづ
方に対して、福祉サービスを利用するための手続
しえん　にちじょうてき　きんせん　かんり　だいこう
きを支援したり、日常的な金銭管理を代行したり
す　な　ちいき　あんしん　く
することで、住み慣れた地域で安心して暮らすこ
とを「羽島市社会福祉協議会」がお手伝いする事
ぎょう
業です。



ふくし　なに 福祉サービスって何？

かいごほけんほう　もと　こうれいしゃふくし　しょうがいしゃそうごうしえんほう
介護保険法に基づく高齢者福祉サービス、障害者総合支援法に
もと　しょうがいふくし
基づく障害福祉サービスなどで、ホームヘルプサービスやデイ
しゅうろうしえん　がいしゅつしえん
サービス、就労支援や外出支援サービスなどがあります。



だれ つか 誰が使えるの？



ふくし りよう ひつよう こうれい
福祉サービスの利用を必要とする高齢
かた しょう かた りよう
の方や障がいのある方ですが、ご利用い
さい けいやく
ただく際には、契約をしていただきます
けいやくのうりよく かた けいやく ないよう
ので、契約能力のある方（契約内容をあ
ていど りかい かた
る程度理解できる方）になります。



けいやく のうりよく 契約能力はどうやって はんだん 判断するの？

しゃかい ふくし きょうぎかい せんもんいん ほんにん あ
社会福祉協議会の「専門員」がご本人と会い、
けいやくまえ めんだん おこな けいやく ていけつ
契約前の面談で行う「契約締結ガイドライン」に
かくにん
より確認をします。



けいやく のうりよく かくにん
そのうえで、契約能力の確認
むずか ばあい ぎ ふ けんしゃかい ふく
が難しい場合は、岐阜県社会福
し きょうぎかい けいやく ていけつ しん さ かい い
祉協議会の契約締結審査会（医
し べん ご し しゃかい ふく し し など こう
師、弁護士、社会福祉士等で構
せい はんてい
成）で判定します。



つか 使いたいけど、 どうすればいいの？

はしま し しゃかい ふくし きょうぎかい そうだん そう
羽島市社会福祉協議会にご相談ください。ご相
だん せんもんいん ひつよう おう じ
談をいただいたら、「専門員」が必要に応じてご自
たく ほうもん ほんにん せい ど せつめいなど
宅などを訪問し、ご本人に制度の説明等をさせて
いただきます。

ほんにん こま ふあん かん
また、ご本人がお困りのこと、不安に感じてお
きぼう など き
られることやご希望等をお聞きします。





せんもんいん なに ひと 「専門員」は何してくれる人？

りようしゃ ほんにん かんけい き かん そうだん
利用者ご本人や関係機関から相談を
う こま せいかつじょうきょう かく
受け、お困りごとや生活状況などを確
にん ぐたいてき しえん ないよう も こ
認し、具体的な支援の内容を盛り込ん
しえん けいかく さくせい しょくいん
だ支援計画を作成する職員です。

けいやく ご かんけい き かん せいかつ し えんいん れんけい
契約後も、関係機関や生活支援員と連携しながら、
ほんにん ひつよう えんじょ おこな しんぱい
ご本人に必要な援助を行います。また、心配
なことなどがあれば、いつでも相談を受けます。

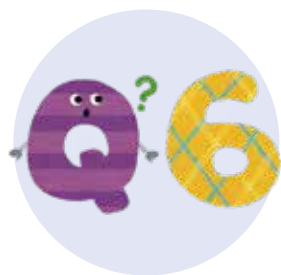


せいかつ し えんいん なに ひと 「生活支援員」は何してくれる人？

せんもんいん さくせい しえん けいかく もと ていきてき
専門員が作成した支援計画に基づいて、定期的
ほんにん ほうもん ふくし りよう て つづ
にご本人を訪問し、福祉サービスの利用手続きや
よちよきん だ い じっさい しえん おこな ひと
預貯金の出し入れなど、実際の支援を行う人です。

せいかつ し えんいん けんしゅう う
生活支援員は、研修を受けるなどして、
しゃかい ふく し ちしき み つ
社会福祉についての知識を身に付けてい
ます。





つが なに これ使うと何してもらえるの？

① 福祉サービス利用援助 (基本的な支援)

- 福祉サービスに関する情報提供や助言
- 福祉サービスを利用する、または利用をやめる手続き
- 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

② 日常的金銭管理サービス (追加できる支援)

- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- 日用品等の代金を支払う手続き
- 預貯金の出し入れに関する手続き

③ 書類等預かりサービス (追加できる支援)

- 通帳やはんこ、年金証書などの書類の保管

※ 宝石や貴金属類などは、お預かりできません。

この事業は、福祉サービスを利用して地域で生活できるよう支援することが目的のため、① 福祉サービス利用援助 を使う必要があります。



つか かね 使うとお金はかかるの？

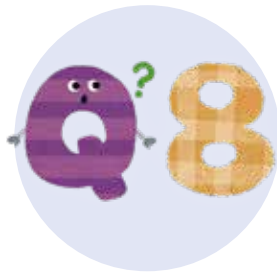
そうだん しえん けいかく さくせい むりよう
相談や支援計画の作成は無料です。

けいかく もと しえん う かひよう りようりよう
計画に基づいた支援を受けると、下表の利用料
がかかります。

ふく し り よう えんじょ 福祉サービス利用援助	じ かん えん 1 時間あたり 1,200円
にちじょうてききんせんかんり 日常的金銭管理サービス	じ かん こ ばあい (1時間を超える場合、 30分ごとに600円加算)
しよるいとうあず 書類等預かりサービス	げつ えん 1 か月あたり 500 円

せいかつ ほ ご せたい むりよう
※生活保護世帯は無料です。





はん だん のうりよく

判断能力がなくなってしまうたらどうなるの？

じぎょう けいやくのうりよく かた けいやく ないよう
この事業は、契約能力のある方（契約の内容が
ていど りかい かた たいしょう
ある程度理解できる方）を対象としているため、
のうりよく じてん かいやく ひつよう
その能力がなくなった時点で解約の必要がでてき
ます。しかし、ただちに解約するのではなく、成
ねん こうけんせい ど りよう けんとう
年後見制度などの利用を検討します。

せいねん こうけん せいど りよう ばあい どうじ
成年後見制度を利用した場合でも、同時にこの
じぎょう けいぞく りよう
事業を継続して利用できることがあります。

そうだん と あ さき ご相談・お問い合わせ先

はしま ししゃかい ふくし きょうぎかい 羽島市社会福祉協議会

はしま し ふくじちやうあさひら ちやうめ ばんち
羽島市福寿町浅平3丁目25番地
はしま し ふくし かいかん
羽島市福祉ふれあい会館

☎ 058-391-0631

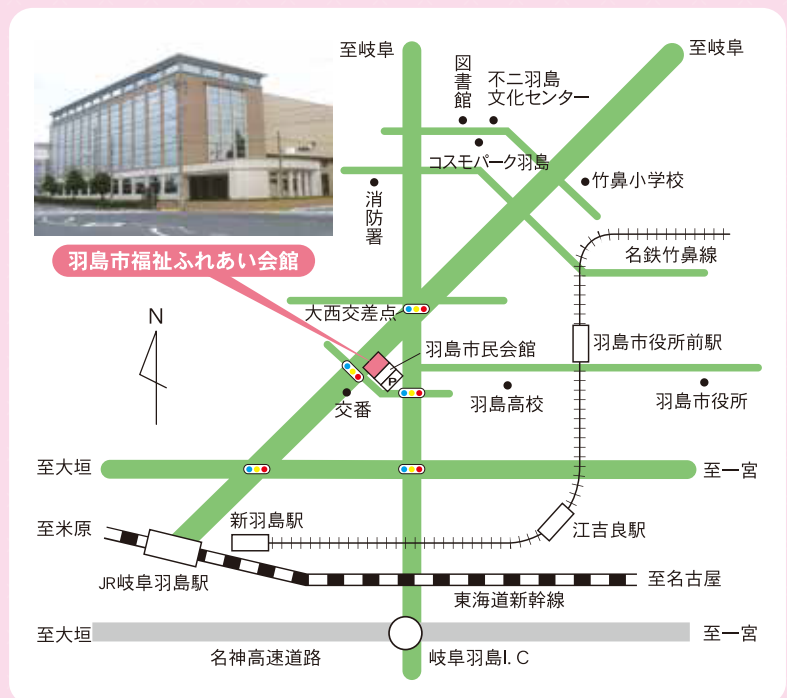
☎ 058-391-0632

✉ chiiki@hashima-shakyo.or.jp

げつようび きんようび
月曜日～金曜日

ごぜん じ ぶん ご ご じ ふん
午前8時30分～午後5時15分

しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
(祝日・年末年始を除く)



2024.03